

## 議題 4

### 八街市国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止について

#### 1. 提案内容

出産育児一時金の直接支払制度や高額療養費制度の定着により、出産費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、平成22年度以降に国民健康保険出産費資金貸付制度の利用実績がないことから、同貸付制度を廃止、同時に基金条例も廃止し、併せて基金を一般会計に繰り入れることを提案する。

※出産育児一時金の支給（八街市国民健康保険条例 第7条より）

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する。（ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは、48万8千円）

#### 2. 貸付制度の経緯

平成16年度に、出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的として、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対し、出産一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用の一部（上限は出産育児一時金の8割）を貸付するための制度を制定した。

その後、平成21年10月に「直接支払制度（出産育児一時金を保険者から医療機関等へ直接支給する制度）」が導入され、出産に係る被保険者の医療機関への支払いは、出産育児一時金を超えた分の支払いとなり、負担が軽減された。

さらに平成23年4月から直接支払制度に対応できない小規模医療機関等を対象として「代理受領制度（出産育児一時金を、医療機関等が対象者に代わって受領する制度）」の仕組みが制度化されたことにより、窓口での被保険者の支払いの負担軽減制度が大きく充実することとなった。

しかし反面、窓口負担が軽減されたことにより、当該基金の利用者は減少し、平成22年度以降、貸付は行われていない。

#### 3. 制度廃止の予定

- ・令和8年4月1日をもって制度を廃止する予定で手続きを進める。
- ・制度廃止については、関係条例・規則を廃止する。（3月議会への上程を目指す）
- ・関係条例等の廃止日に併せて、基金残高処分日を設定する。
- ・制度の利用状況を鑑みれば、市民への周知は不要と考える。

#### 4. 廃止に伴う基金の処分

基金残高240万円については、一般会計に繰り入れることとする。繰り入れは、令和8年度当初予算に計上し、基金は令和8年4月1日で廃止する。

#### ※基金の経緯

一般会計より国保特別会計に繰り出し、国保特別会計より出産費資金貸付基金へ支出した。このため、制度廃止に伴う基金の処分は、一般会計への繰入が適切であると考えられる。